

監査報告書の記載内容

1. 検討事項（第 28 回監査部会において了承された「主な検討項目」より）
- 強調事項等（強調事項及びその他説明事項）の活用の可能性
 - 義務的記載事項（監査の過程で把握した被監査会社の会計処理に係るリスクなど）の拡充の是非の検討 等

2. 現状

(1) 国内

- 追記情報の活用状況

平成 24 年 3 月期決算の東証 1 部上場会社	1, 267 社
・ 強調事項 162 社	
（内訳）（重複計上あり）	
① 正当な理由による会計方針の変更	28 社
② 重要な偶発事象	15 社
③ 重要な後発事象	124 社
④ 監査した財務諸表を含む開示書類における当該財務諸表の表示とその他の記載内容との重要な相違	0 社
○ 継続企業の前提に関する事項	2 社
※継続企業の前提に関する事項は、強制追記情報	
・ その他説明事項	0 社

(2) 海外

- 追記情報の活用状況

強調事項及びその他事項は、記載が強制されている項目を除き、稀にしか利用されていない（2012 年 6 月 22 日、IAASB 公表：監査報告書の改訂に関する市中協議文書(第 41 項)）とされている。
- このような点も踏まえ、現在、海外では、監査報告書に義務的記載事項を設けるとする方向で議論が行われている。

3. 海外の議論

- IAASB（国際監査保証基準審議会）

2012 年 6 月 22 日 市中協議文書「監査報告書の改善」公表

【主な論点】

- ・ 例えば、以下のような項目等について、どこまでの記載を義務化するのか。
- 複雑かつ量も多い財務諸表の中で、どのような事項が重要かに関する指針を与える。
- なぜその事項が監査上重要だったかに関して追加的な説明を行う（必要に応じて実

施した監査手続や監査上の発見事項を記載する)。

- 監査上の重要な意思決定に関して説明を行う。
- ・各企業の個別の状況について、監査報告書にどこまで細かい記載を求めるのか（ある会計上の論点に対して複数会社間で同様の記載が行われることを容認するのか、各企業の固有の情報の記載を求めるのか）。
- ・基準に添付される記載例に、各企業の固有の情報をどこまで細かく記載するか。
- ・記載内容は個々の監査人の判断に委ねるのか、記載項目に関してガイダンスを細かく決めるか。

○ PCAOB（米国・公開会社会計監督委員会）

2011年6月21日 監査報告書の改訂に関するコンセプトリリース

【主な論点】

- ・監査人の検討と分析（Auditor's Discussion and Analysis）の記載を新たに求めるのか。この場合、どこまでの記載を行うこととするのか。
- ・結果的に財務諸表に反映された問題点も含めて記載を行うのか。
- ・会計基準には形式的には準拠していたとしても、監査人の見解において、その開示により、当該事項及びその財務諸表への影響についての投資家の理解を高められる可能性があるものについても記載を行うのか。

4. これまでの部会における主な議論

- 世界の動向にマッチさせるためには、それは枠組みとしては無限定と除外事項付限定なんだけれども、この除外事項のところにもう少し丁寧な書きぶりをする。そして、ほんとうに無限定適正の場合には、正真正銘納得してやったんですよということの気概と自負、責任感を監査人に持たせる。こういう方向もあっていいのかなと思っています。

- 本会議の主要議論は監査報告書の内容の変更でした。PCAOBが監査報告書の変更の議論を進めていると同様に、国際監査・保証基準審議会におきましても、監査報告書の改訂作業を進めており、その主要な内容は、PCAOBと同じように監査について利用者の理解に重要であると監査人が判断した事項などを、監査報告書に新たに記載させるという方向での検討であります。

こうした監査報告書の改訂内容は、ステークホルダーに大きな影響を与える可能性もあり、非常に重要な内容を持ちますので、国際監査・保証基準審議会は、今後のスケジュールとして、公開草案を公表して、広く世界の利害関係者の意見を聞くという予定にしております。我が国の監査基準は、国際監査基準も参考に見直しを行ってきておりますので、我が国としましても監査報告書のあり方について検討を行って、必要に応じて国際監査・保証基準審議会における監査基準の検討に対しても、意見発信をしておくことが非常に重要ではないかと考えております。

- 現行制度の枠内においても、運用面に関する議論も今後していくことになるだろうと考えております。この検討項目案の中にも、強調事項というところがありあげられていましたが、現行の監査基準でも無限定適正意見以外にも除外事項を付した限定付適正意見、不適正意見と意見不表明という類型が用意されています。ただし、現行の実務においては、特に上場会社の監査においては上場廃止に直結する可能性が高く、無限定適正意見以外の意見が非常に出しにくい状況であるということも事実かと思えます。

したがって、除外事項を付した限定意見や強調事項、あるいはその他事項の活用をするためには、監査人側の認識の変革ももちろん必要だと思っているところですが、同時にそういう除外事項付き限定意見が出たときに冷静に受けとめていただけるような市場環境の醸成ですとか、あるいは財務諸表や財務諸表以外のセクションのところにリスク情報を積極的に書くというような開示の姿勢といいますか、そういうところの手当も非常に重要になるだろうと考えております。ですから、そのような観点からも、できましたらこの部会で検討いただきたいと思っているところです。

5. 論点

以下のような論点が考えられる。

- 監査報告書の記載内容の検討を行う目的をどのように考えるか。
 - ・ 投資家の判断により資する情報の提供
 - ・ 監査品質の向上
 - ・ 無限定適正意見と限定付適正意見の中間的な情報の提供等が考えられる。
- 強調事項等、監査人の判断で記載することが可能な項目の活用の可能性をどのように考えるか。
- 海外でも監査報告書における義務的記載事項を検討するに当たって論点とされている以下のような点について、どのように考えるか。
 - ・ どのような項目について記載を義務化するのか。
(経営者による重要な判断に関連するものや重要な、又は、非経常的な取引など)
 - ・ ある会計上の論点に対して複数会社間で同様の記載が行われることを容認するのか、各企業の固有の情報の記載を求めるのか。
 - ・ 各企業の個別の状況について、監査報告書にどこまで細かい記載を求めるのか。
 - ・ 記載内容は個々の監査人の判断に委ねるのか、記載内容に関してガイダンスを細かく決めるか。
- 監査報告書の記載事項を拡充するに当たって、どのような環境整備が必要となるか。

以 上

監査基準（抄）

第四 報告基準

一～五 （略）

六 継続企業の前提

- 1 監査人は、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるが、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合において、継続企業の前提に関する事項が財務諸表に適切に記載されていると判断して無限定適正意見を表明するときには、継続企業の前提に関する事項について監査報告書に追記しなければならない。
- 2 監査人は、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるが、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合において、継続企業の前提に関する事項が財務諸表に適切に記載されていないと判断したときには、当該不適切な記載についての除外事項を付した限定付適正意見を表明するか、又は、財務諸表が不適正である旨の意見を表明し、その理由を記載しなければならない。
- 3 監査人は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して経営者が評価及び対応策を示さないときには、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かを確認する十分かつ適切な監査証拠を入手できないことがあるため、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて意見の表明の適否を判断しなければならない。
- 4 監査人は、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切でない場合には、継続企業を前提とした財務諸表については不適正である旨の意見を表明し、その理由を記載しなければならない。

七 追記情報

監査人は、次に掲げる強調すること又はその他説明することが適当と判断した事項は、監査報告書にそれらを区分した上で、情報として追記するものとする。

- (1) 正当な理由による会計方針の変更
- (2) 重要な偶発事象
- (3) 重要な後発事象
- (4) 監査した財務諸表を含む開示書類における当該財務諸表の表示とその他の記載内容との重要な相違

独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分 (抄)

《 I 本報告書の範囲及び目的》

《 3. 定義》

4. 本報告書における用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「強調事項区分」－財務諸表に適切に表示又は開示されている事項について、利用者が財務諸表を理解する基礎として重要であると監査人が判断し、当該事項を強調するため監査報告書に設ける区分をいう。
- (2) 「その他の事項区分」－財務諸表に表示又は開示されていない事項について、監査、監査人の責任又は監査報告書についての利用者の理解に関連すると監査人が判断し、当該事項を説明するため監査報告書に設ける区分をいう。

IAASB(国際監査・保証基準審議会)による

監査報告書の改訂に関するコメント募集文書の概要

IAASB は、2012 年、6 月 22 日付で、監査報告書の改善に関するコメント募集文書(コメント期限 2012 年 10 月 8 日)を公表。

主な提案は、以下のとおり。

① 監査人のコメント

上場企業等(社会的影響度の高い事業体:PIE)の監査においては監査報告書に「監査人のコメント」の記載を求めることを提案。

記載内容に関しては、最低限、以下の事項を検討すべきであるとされている。

- ・ 経営者による重要な判断(例:会計方針、会計上の見積り、財務諸表注記の記載)に関連するもの。
- ・ 重要な、又は、非経常的な取引(例:重要な関連当事者取引、リステートメント等)。
- ・ 監査範囲、監査戦略における重要な問題。
- ・ 監査の過程で認識された困難な問題や議論になった問題。その他品質管理レビューや監査委員会と討議された監査上の問題。

上場企業等の監査報告書において、一般的に、2 から 10 個程度の項目が監査人のコメントとして記載されることが適当であるとされている。

② 継続企業の前提に関するコメント

継続企業の前提に関して、以下の記載を求めることを提案。

- ・ 企業が継続企業の前提に基づき財務諸表を作成したことが適切であったか否かに関する監査人の結論
- ・ 継続企業の前提に重大な疑義を生じさせるような事象又は状況に関連する重要な不確実性が認められるか否かについて、実施した監査手続に基づき記載。

③ 年次報告書に記載される財務諸表以外の記載内容(例:MD&A)と財務諸表の整合性

年次報告書に記載される財務諸表以外の記載内容(例:MD&A)を通読し、監査済財務諸表との間の重要な相違の有無に関して監査人の結論を記載することを求めることを提案

(事務局注)

日本公認会計士協会の監査基準委員会報告書720号5項において、「監査人は、監査した財務諸表との重要な相違を識別するため、その他の記載内容を通読しなければならない。」とされている。

※ その他の記載内容—監査した財務諸表及び監査報告書が含まれる開示書類のうち、財務諸表及び監査報告書以外の法令等又は慣行に基づき作成された情報をいう。なお、その他の記載内容には財務情報及び非財務情報が含まれる。(720号4項(1))

<今後の予定>

2013年6月に公開草案を公表、2014年6月に最終基準化を予定。

以 上

監査報告書の例示¹

(前提)

- 国際財務報告基準に準拠した（連結）財務諸表に対して、無限定適正意見を表明。
- 法令が要求するその他の事項に対する報告が存在する。

(監査人によるコメントについて)

以下の例示に含まれている特定のトピックやその内容は、単に例示のみの目的で記載しており、監査人によるコメント区分は、個々の監査業務や企業（グループ）の状況等に応じて決められる。以下の例示は、監査人によるコメントの数、含まれるトピック及び記載内容が様々であることを示すために作成されたものである。

- ・ 1 番目の例示（訴訟）：（連結）財務諸表に記載された開示を参照。
- ・ 2 番目の例示（のれん）：（連結）財務諸表及びその他の記載内容の開示に関して、主なポイントを要約。
- ・ 3 番目の例示（金融商品の評価）：（連結）財務諸表上の開示に参照するとともに、特定の監査手続について記載。
- ・ 4-5 番目の例示（収益、売上債権、現金の受領の記録に関する監査の方針／他の監査人の関与）：監査の基本的な方針に関する事項により焦点をあてて記載。

独立監査人の監査報告書

ABC 社 株主御中[又はその他の適切な宛先]

(連結) 財務諸表監査

意見

当監査法人は、添付の（連結）財務諸表が、国際財務報告基準に準拠して、ABC 社（ABC グループ）の 20X1 年 12 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する（連結）事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。（連結）財務諸表は、20X1 年 12 月 31 日現在の（連結）貸借対照表、同日をもって終了する（連結）事業年度の（連結）包括利益計算書、（連結）株主資本変動計算書、（連結）キャッシュ・フロー計算書、並びに重要な会計方針の要約及びその他の説明事項が含まれる（連結）財務諸表に対する注記から構成されている。

意見の基礎

当監査法人は、国際監査基準に準拠して添付の（連結）財務諸表の監査を行った。これらの基準のもとでの当監査法人の責任は、本報告書の「監査人の責任」区分に詳述されている。監査において、当監査法人は、（連結）財務諸表監査に適用される関連する倫理規定（独立性に関するものを含む）を遵守した。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

¹ コメント募集文書「コメント募集：監査人の報告書の改善」の例示を、必要に応じて、修正して作成。

継続企業

継続企業の前提の利用

当監査法人は、(連結)財務諸表監査において、経営者が継続企業を前提として(連結)財務諸表を作成することが適切であると結論付けた。

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性

当監査法人は、実施した監査作業の結果、国際財務報告基準に従って開示が必要と考える継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性は識別していない。ただし、将来の事象又は状況を予測することはできないため、本記述は、企業の継続企業としての能力に対する保証(guarantee)ではない。

監査人によるコメント

監査意見に影響を及ぼすものではないが、当監査法人は、当監査法人判断により、(連結)財務諸表又は監査について利用者が理解するために最も重要と考える事項について、以下に強調する。これらの事項に関する監査手続は、全体としての(連結)財務諸表の監査の観点から立案されており、個別の勘定残高や開示に対する意見を表明するためのものではない。

訴訟

会社(ABCグループ)は、通常の事業活動において、様々な訴訟や賠償請求等に晒される。会社(ABCグループ)は、注記9において、20X0年に売却した事業に対する環境クレームに関する不確実性を記載している。

のれん

注記3に記載のとおり、会社(ABCグループ)は、20X0年に[国名]において重要な事業を取得した。この取得に起因するのれんはXXXであり、これは(連結)財務諸表全体に対する重要性を有する。年次の減損テストは、会社(ABCグループ)が重要な会計方針の要約に記載しているとおり、複雑かつ高度な判断を伴うものである。Xページの経営者の説明(Management Commentary)に記載されているように、現在の経済状況により、減損の計算に使用した将来のキャッシュ・フロー予測には重要な不確実性が伴う。会社(ABCグループ)は、減損テストを[日付]を基準として実施した。この結果、のれんが配分された資金生成単位の回収可能価額が、当該日時点における帳簿価額をわずかに超過していたため、減損は認識されていない。会社(ABCグループ)は、これらの単位の公正価値がY%下落した場合、他の条件が同じであれば、将来においてのれんの減損が必要になり、この減損は、企業(ABCグループ)の(連結)貸借対照表及び(連結)包括損益計算書に重要なマイナスの影響となるが、営業活動によるキャッシュ・フローには影響しないことを開示している。

金融商品の評価

会社(ABCグループ)は、注記5において仕組み金融商品に関する開示を行っている。当監査法人は、これらの金融商品の測定の不確実性が重要であることから、これらの金融商品の評価に関する(連結)財務諸表の重要な虚偽表示リスクが高いと判断した。このリスクに対応して、当監査法人の評価の専門

家が、経営者の公正価値の見積りの合理性を評価するため、モデルの使用により見積りの許容範囲を独立的に算定した。経営者が計上した金額は、当監査法人の見積りの許容範囲の範囲内であった。

収益、売上債権及び現金の受領に関する監査の方針

会社（ABCグループ）は、当（連結）事業年度中に、新規の会計ソフトウェアの導入を伴う、収益、売上債権及び現金の受領を記録するための新しいシステムを導入した。この新しいシステムは、会社の事業セグメント7つのうちの5つのプロセスや関連する内部統制を集中させている。これらのプロセスや内部統制は、（連結）財務諸表における重要な勘定項目の多くに影響するものであり、当監査法人当監査法人の（連結）財務諸表監査にとって重要である。当監査法人は、この新しいシステムの導入が当監査法人の監査の方針に及ぼす影響について、統治責任者と協議し、協議には、会社の内部監査機能が新しいシステムに関して実施した作業についての当監査法人の検討に関する事項を含めた。当監査法人の監査の方針には、関連する企業構成員との協議を通じて新しいシステムの整備状況に関する当監査法人の理解を裏付けること、キー・コントロールの有効性を検証すること、新しい会計元帳への残高の転記を検証することが含まれる。

他の監査人の関与

当監査法人の監査意見を裏付けるための監査証拠を入手するための一部の子会社の財務情報に対する手続は、グループ監査人の依頼により、他の監査人が実施している。当監査法人と提携関係にある(affiliate)監査事務所による作業は、グループ監査のうち約[例えば監査時間により割合を示す]を構成しており、その他の提携関係のない監査事務所による作業は、グループ監査のうち約[例えば監査時間により割合を示す]を構成している。監査におけるグループ監査人の責任は、本報告書の監査人の責任区分に説明している。

その他の記載内容

当監査法人は、監査において、監査した（連結）財務諸表との重要な相違を識別するため、[その他の記載内容が含まれる書類を特定する(例：年次報告書)]に含まれている、[その他の記載内容を明確に特定する（例えば、取締役会議長のステートメント、事業の概況等）]を通読した。当監査法人は、通読の結果、当該その他の記載内容と監査した（連結）財務諸表の間の重要な相違を識別しなかった。なお、当監査法人は、その他の記載内容を監査しておらず、したがって、その他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

経営者、統治責任者、監査人のそれぞれの責任

(連結) 財務諸表に対する経営者及び統治責任者の責任

経営者の責任は、国際財務報告基準に準拠して（連結）財務諸表を作成し適正に表示すること、また、不正か誤謬かを問わず、重要な虚偽表示のない（連結）財務諸表を作成するために経営者が必要と判断する内部統制を整備し運用することにある。統治責任者の責任は、会社（ABCグループ）の財務報告プロセスの監視を行うことにある。

継続企業に関する経営者の責任

経営者は、国際財務報告基準に基づき、(連結)財務諸表の作成に際し、会社(ABCグループ)の継続企業としての前提について評価する責任を有する。経営者は、継続企業としての前提の適切性の評価に際し、少なくとも報告期間の末日から12か月の期間だが、12か月に限定されない将来に関する入手可能なすべての情報を考慮する。国際財務報告基準のもとでは、会社(ABCグループ)の(連結)財務諸表は、経営者が企業(グループ)の清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき作成される。

また、国際財務報告基準は、経営者に対し、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性に気付いた場合、当該不確実性を(連結)財務諸表で開示することを要求している。

監査人の責任

当監査法人の監査の目的は、全体としての(連結)財務諸表に、不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、意見を含めた監査報告書を発行することにある。合理的な保証は、高いレベルの保証であるが、国際監査基準に準拠して実施された監査が、存在するすべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証(guarantee)するものではない。虚偽表示は、不正又は誤謬から発生する可能性があり、個別に又は集計すると、当該(連結)財務諸表の利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

国際監査基準に準拠した監査の過程で、監査人は、監査の計画及び実施において、職業的専門家としての判断を行使し懐疑心を保持することが求められている。また、以下が求められている。

- 不正又は誤謬による(連結)財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、監査意見の基礎を提供する十分かつ適切な監査証拠を入手すること。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書を偽造すること、意図的な除外、虚偽の言明、及び内部統制の無効化が伴うためである。
- 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制の検討すること。ただし、これは、会社(グループ)の内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- グループ財務諸表に対する意見を表明するため、グループ内の企業及び事業活動の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手すること。当監査法人は、グループ監査業務の指示、監督及び実施に対する責任を有しており、監査意見に対して単独で責任を有する。[グループ監査の場合のみ該当]
- 会計方針の適切性、並びに経営者による会計上の見積り及び関連する開示の妥当性を評価すること。
- (連結)財務諸表の全体的な表示、構成及び内容(開示を含む)、並びに、(連結)財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適切に表しているかどうか評価すること。
- 計画した監査の範囲と実施時期、監査上の重要な発見事項、及び監査において識別した内部統制の重要な不備について統治責任者にコミュニケーションすること。また、当監査法人は、独立性に影響を与えると合理的に考えられるすべての関係及びその他の事項をコミュニケーションしている。[最後の文章は上場企業監査の場合のみ該当]

法令が要求するその他の事項に対する報告

[監査報告書におけるこの区分の様式と内容は、法令等又は各国の監査基準に規定されているその他の報告責任の性質により様々である。法令等、各国の監査基準で規定されている事項に応じて、各国基準設定主体は、これらの事項に対する報告を、国際監査基準で要求されている関連する事項に含めて記載することを選択する場合がある。]

本報告書による監査に対する責任を有する監査責任者は[名前]である。

[監査事務所又は／及び監査責任者の署名]

[所在地]

[日付]

米国 PCAOB(公開会社会計監督委員会)による

監査報告書の改訂に関するコンセプトリリースの概要

PCAOB は、2011 年 6 月 21 日付で、監査報告書の改訂に関するコンセプト・リリース(コメント期限 2011 年 9 月 30 日)を公表。

監査報告書改訂の目的は、監査プロセス及び、財務諸表内外の情報に関する透明性を増すことである。

本コンセプトリリースにおいて、監査報告書に対する以下の改訂案が記載されているが、これらは相互に排他的なものではない。監査報告書の改訂は以下の要素の 1 つ以上を含むかもしれないし、それ以外の要素を含むかもしれない。

A. 監査人の検討と分析(Auditor's Discussion and Analysis)の記載を新たに求める。

○監査に関する情報

- 監査において識別した監査上のリスク
- 監査手続及びその結果
- 監査人の独立性

○企業の財務諸表に関する監査人の見解

- 経営者の判断及び見積り
- 会計方針及び実務
- 困難又は議論のあった事項(結果的に財務諸表に反映されたものを含む)
- 重要な事項
 - 会計基準には形式的には準拠している重要な事項のうち、監査人の見解において、その開示により、当該事項及びその財務諸表への影響についての投資家の理解を高められる可能性があるもの。
 - 財務諸表の作成及び表示において、経営者が別の会計及び開示を適用することができたと監査人が考える領域。

B. 強調事項パラグラフの義務付けと拡大を求める。

現行基準では強調事項パラグラフの利用は、監査人の判断に委ねられている。本案では、全ての監査報告書で、強調事項パラグラフとして財務諸表において最も重要な事項について、財務諸表において開示されている場所を参照して強調することを義務付けるもの。強調事項として記載を義務付ける領域には以下のものが考えうる。

- 重要な経営者の判断及び見積り

- 重要な測定の不確実性
- 財務諸表の表示を、より理解するために重要と監査人が判断したその他の領域

C. 財務諸表外のその他の情報に対する監査人の保証を求める。

本案では、年次報告書に含まれる財務諸表以外の情報(MD&A や non-GAAP 情報)や、決算発表(earnings release)に対して監査人が保証を提供することを求めている。

D. 標準監査報告書の文言の明瞭化を求める。

本案では、利用者の理解を促進するため、監査の意味や監査人の責任について追加の説明を行おうとするもの。例えば、以下の文言が対象となる可能性があるとしている。

- ・合理的な保証
- ・不正に対する監査人の責任
- ・財務諸表の開示に対する監査人の責任
- ・財務諸表の作成に関する経営者の責任
- ・財務諸表外の情報に対する監査人の責任
- ・監査人の独立性

<今後の予定>

今後公開草案を公表、2013年4月～6月に最終基準化又は再公開草案の公表予定。

以 上